

認知症高齢者等賠償事故補償保険

他人にケガをさせてしまったとき、 他人のものを壊してしまったときの 保険です

3つのポイント

ポイント

1

最大1億円の補償

法律上の賠償責任が発生した場合に最大1億円の補償をします。

ポイント

2

保険料は町が負担

ご本人やご家族の保険料の負担はありません。

ポイント

3

示談交渉サービス付き

万が一の事故でも、相手の方との交渉は保険会社が代行します。

実際に請求があった事例

- 自転車事故で相手にケガを負わせてしまった。
- ガラスを割ってしまった。
- 誤って線路に立ち入って電車を止めてしまった。
- 他人から預かっていた物を壊してしまった。



詳しくは裏面へ！

●概要

認知症の人が日常生活における偶然の事故によって、法律上の損害賠償を負う場合に備えた保険です。町が保険契約し、保険料を全額負担します。

●対象者

次の①～③にすべてに該当し、認知症高齢者等の登録をいただいている方

①認知症の方、認知症の疑いのある方

②自力で外出することができる方

③東浦に住所を有する方

※施設に入所されていても、自力で外出することができる方であれば対象となります。

●保険加入の流れ

「東浦町認知症高齢者等おでかけあんしん事業登録申請書」をふくし課に提出する

●保険料

東浦町が全額負担します。

●保険更新確認

年1回、更新の意思及び状況について、ふくし課から確認を行います。

●補償内容

個人賠償責任 最大1億円

●事故が起きてしまった場合

東浦町役場ふくし課までご連絡ください。

【問い合わせ】

東浦町役場 ふくし課 地域包括ケア推進係

0562-83-3111（内線126）

fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp